

役員報酬規程

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条及び第105条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条13号及び定款25条の規程に基づき、公益社団法人日本3B体操協会の役員（理事及び監事）の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(支給の手続き)

第2条 役員報酬は、社員総会において承認された総額の範囲内において、理事については理事会で、監事については社員総会で決定する。

(報酬の体系)

第3条 1. 報酬の体系は、常勤役員、非常勤役員とも、「役員報酬」の単一項目とする。
2. 報酬は常勤役員、非常勤役員とも月額をもって定める。

(役員勤務形態)

第4条 1. 常勤役員は土曜日、日曜日、国民の休日を除く日は出勤し、業務を行う。
2. 非常勤内部役員は少なくとも1ヶ月に5日は出勤して業務を行い、非常勤外部役員については、代表理事の招集により出勤して業務を行う。（但し、監事は除く）

(常勤役員報酬の決定基準)

第5条 1. 常勤役員報酬は、次の事項を総合的に勘案して決定する。
(1) 対外的、対内的職務遂行の困難さ
(2) 職責の程度
(3) 本会の定款目的達成実績
2. 役位が変更になったときは、変更になった月から報酬を変更する。

(非常勤役員報酬の決定基準)

第6条 非常勤役員報酬は、次の事項を総合的に勘案し、勤務日数を基準として決定する。
(1) 対外的、対内的職務遂行の困難さ
(2) 職責の程度
(3) 非常勤役員としての役割
(4) 常勤役員報酬とのバランス

(休職時の取扱い)

第7条 役員が疾病その他やむを得ない事由によって休職するときは、報酬は支払わない。

(減額措置)

第8条 本会実績の状況その他必要に応じ、理事については理事会で、監事については社員総会の決定に基づき、臨時に報酬の減額措置を講ずることがある。

(支払い)

第9条 報酬の支給方法及び支給日は本会の職員の給与の例による。

(控除)

第10条 報酬の支払にあたり、次のものを控除する。
(1) 所得税、住民税
(2) 社会保険料
(3) その他必要なもの

(改訂の手続き)

第11条 この規程の改定は、社員総会において行う。

(附則) 1 この規程は、公益社団法人日本3B体操協会の設立の登記の日から施行する。
2 この規則は第4条第2項の改訂の為、平成24年7月4日臨時社員総会の日から施行する。